平成２４年（フ）第６８４６号
堺市南区原山台５－９－８　クロスモールＡ館２階、商業登記簿上の本店所在地堺市南区鴨谷台２丁１番３号
債務者　有限会社アストラベル
代表者取締役　羽東　隆之
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵野　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９７２号
大阪府門真市下島町３番２号
債務者　株式会社ポッポまおう
代表者代表取締役　田中敬市郎
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０３０号
大阪市平野区加美北８丁目11番27号
債務者　大阪印刷株式会社
代表者代表取締役　森井　光夫
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森澤　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０号
大阪府豊中市曽根東町４丁目６番７号
債務者　株式会社タク
代表者代表取締役　南浦　万泰
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　　武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１号
佐賀県唐津市二タ子３丁目８－７、登記簿上の本店所在地佐賀県唐津市藤崎通6880番地15
債務者　有限会社加茂商店
代表者取締役　加茂　　勝
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野建三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後３時
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１３号
熊本市北区龍田陳内４丁目18番86号
債務者　有限会社樹総合開発
代表者代表取締役　坂田　俊一
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午前11時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３５号
大阪市東住吉区中野４丁目15番17号
債務者　大安金属株式会社
代表者代表取締役　土川　善司
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻井　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３８２号
福岡市中央区長浜２丁目３番１号
債務者　有限会社カワサキ資材
代表者取締役　伊藤　華恵
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４１８号
福岡市博多区下川端町３番１―114号
債務者　株式会社コハラ
代表者代表取締役　小原　和子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　雅敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午前11時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４５１号
福岡市南区鶴田３丁目15番２号
債務者　株式会社岩下工務店
代表者代表取締役　岩下　孝一
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋山　吉統
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４９０号
福岡県嘉麻市下山田860番地
債務者　有限会社金原建設
代表者代表取締役　金原　雄二
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午前10時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２１９号
広島市東区尾長東２丁目９番14―２号
債務者　新池田建設株式会社
代表者代表取締役　池田　嘉文
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午後４時
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第８０号
新潟県三条市中新18番43号、前住所新潟県三条市北入蔵２丁目21番23号
債務者　井上　富夫
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂西　哲昌
4　破産債権の届出期間　平成25年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１４６号
香川県丸亀市中津町1416番地　リバーサイド中津102号
債務者　木下　正明
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　研也
4　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１４１号
福島市瀬上町字四斗蒔12番地の２、従前の住所山形県寒河江市新山町１番地の９　ベルーナＩ202
債務者　我妻　真吾
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東城　輝夫
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第４２号
秋田県北秋田市李岱字上悪外20番地３、前住所秋田県北秋田市李岱字李岱270番地
債務者　成田　信貴
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　繁幸
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
秋田地方裁判所大館支部